

時・平成23年1月28日(金)

於・農林水産省 4F 第2特別会議室

第1回ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合

議事録

水産庁

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 開 会 | 1 |
| 1. 佐藤長官あいさつ | 1 |
| 1. 議 事 | |
| (1) 「ロシア水域における適正操業に関する 検討チームの設置について(案)」について | 2 |
| (2) 今後のスケジュール(案)について | 5 |
| (3) ロシア水域入漁の現状について | 6 |
| (4) 今後の調査について | 8 |
| (5) 次回の会合について | 10 |
| 1. 閉 会 | 11 |

開 会

○内海管理課長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第1回ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合を開催いたします。

本検討チームに関する諸規定の説明が終了するまでの間、暫時司会を務めさせていただきます。私、管理課長の内海と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会合は公開で行うこととしておりますが、カメラ撮りについては、冒頭の水産庁長官あいさつまでとさせていただきますと考えておりますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

佐藤長官あいさつ

○内海管理課長 それでは、検討チームの第1回会合に先立ち、佐藤水産庁長官よりあいさつをいただきます。

○佐藤水産庁長官 ロシア水域における適正操業に関する検討チームの第1回会合の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、アドバイザーとして検討チームに加わっていただきました廣吉様、飯野様、中村様には、御多用の中、また急なお願いでもございましたけれども、快くお引き受けいただきましたことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。皆様から率直なアドバイスをいただきまして、より適切な検討が行われることを期待しているところでございます。

これまでの経緯につきましては、後ほど説明されると思しますので詳しくは申し上げませんけれども、この検討チームのミッションは、今月の21日に大臣から御指示のありました北転船の超過漁獲の問題を踏まえ、このような問題の再発防止について検討し、報告を取りまとめるということでございます。こうした要請にこたえられるよう、現状の分析、現地調査を行った上で、アドバイザーの皆様のお知恵をかり、しつかりとした再発防止策を取りまとめたいと考えているところでございます。

この検討チームによる再発防止策についての検討結果をロシア水域における操業の適正

化につなげることによって、国内外の信頼を確立し、ロシア水域での操業の安定化が図られるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして私からのあいさつにかえさせていただきますと存じます。よろしくお願いたします。

議 事

○内海管理課長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、資料の確認をさせていただきますと思います。

お手元に封筒に入った資料があるかと思えます。最初に、この検討チームの「議事次第」1枚紙がございます。資料1としまして「ロシア水域における適正操業に関する検討チームの設置について(案)」というペーパー。資料2としまして「検討チーム発足に至る経緯」、資料3としまして「検討チームの今後のスケジュール(案)1」。資料4-1で、「2010年の日本漁船の漁業種類別操業条件」ということで何故かつづられた資料がございます。資料5が「今後の調査について(案)」でございます。落丁等ありましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(1) ロシア水域における適正操業に関する検討チームの設置について(案)

○内海管理課長 それでは、まず最初の議題、「ロシア水域における適正操業に関する検討チームの設置について(案)」について、私のほうから説明をさせていただきます。

本議題におきましては、検討チーム設立の目的、構成、会合の進め方等を規定いたしました案をご説明し、検討チームにおいてこれを了解していただき、これをもとに今後進めていくということで考えております。

まず、資料1を説明します前に、資料2の「検討チーム発足に至る経緯」を含め説明させていただきます。

まず、資料2をごらんください。「検討チーム発足に至る経緯」でございます。平成22年、昨年12月26日、ロシアの排他的経済水域内でスケトウダラ漁を行う我が国漁業会社4社、これは北転船ということで動かししていた会社ですが、漁獲枠を超えた漁獲量を黙認してもらうため、平成21年まで3カ年間、ロシア国境警備局係官などに約5億円を提供し、

この経理処理を隠していたということで、国税当局から所得隠しを指摘されたということで報道がなされました。

翌々日の28日には、ロシア水域で操業するサケ・マス、サンマ漁業においても同様の疑いがあるという旨の報道もなされております。この日の会見におきまして、鹿野農林水産大臣からは、北転船の調査を最優先し、サンマ、サケ・マス漁船について順次事情を聞くという御発言をいただいております。

昨年末以降、漁獲枠の超過の事実等を確認するため、水産庁が報道のあった北転船4社の関係者に対する調査を実施したところ、いずれの漁業者も、平成21年以前の数年間にわたって、漁獲割り当て量を相当程度超過していたということを認めたとあります。

本年1月18日、漁業法に基づいて、この北転船4社について、停泊処分を行うべく手続を進めるという発表を大臣のほうからいただいております。

あわせて、先ほど長官のごあいさつにもありましたが、先週1月21日、鹿野農林水産大臣から水産庁に対し、ロシア水域における適正操業に関する検討チームを早急に設置し、再発防止に取り組むよう指示がなされたところでもあります。

以上が、このチームの発足に至る経緯であります。
次に、資料1、「ロシア水域における適正操業に関する検討チームの設置について(案)」について御説明をさせていただきます。

まず、第1、目的であります。先ほど経緯でも御説明しましたが、「平成22年12月の報道を契機に明るみに出た遠洋底びき網漁船(北転船)の過剰漁獲問題を踏まえ、ロシア水域に入漁する他の我が国漁船についても、違法漁獲が生じていないか調査するとともに、今後このような問題が生じないよう有効な対策を検討することで、同水域における我が国漁業の操業の適正化を図る。」ということをこのチームの目的にしたいと考えております。

第2、検討チームの構成ですが、「検討チームは、水産庁次長をヘッドに、資源管理部長、関係各課長、関係漁業調整事務所長及び北海道水産局長に、学識経験者からなる外部アドバイザーを加えた者で構成する。」といたしたいと考えております。

1枚めぐっていただきますと、検討チームの名簿が載っております。改めまして、それぞれ御紹介をしていきたいと思っております。

まず、水産庁次長、宮原正典でございます。

資源管理部長、江口洋一郎でございます。

管理課長、内海和彦、私でございます。

沿岸沖合課長、長谷成人でございます。
遠洋課長、花房克磨でございます。
国際課長、山本徹弥でございます。
企画課長、森 健でございます。

北海道漁業調整事務所長、佐藤愁一でございます。

仙台漁業調整事務所長、佐々木亨でございます。

それから、今回の検討チームには、北海道庁からも御参加をいただきたいという事で要請しました。御了解いただきまして、北海道水産局長、山崎峰男様に御参加いただいております。

それから、先ほど申し上げましたように、外部のアドバイザーお三方に、このチームに参加いただいて各種のアドバイスをいただけるよう、当方より御依頼申し上げます。御紹介申し上げます。

まず、北海道大学名誉教授、廣吉勝治様でいらっしゃいます。廣吉名誉教授におかれましては、長らく北海道大学で教授として教鞭をとられ、北海道の水産にも造詣が深いという事で今回御依頼したものであります。

続きまして、元外務省、飯野建郎様であります。飯野様は、外務省に入省された後、外務省漁業室長を務められ、その後、フイジー大使、パラグアイ大使を歴任されております。各種の漁業外交というところで御参加いただいて、水産庁の漁業外交の上からも御支援をいろいろいただいたところであります。今回の案件も対外的な関係もあるということ、飯野様にアドバイスをいただきたく、御参加を御依頼申し上げます。

それから、本日は、業務の関係でも都合がつかないということで御欠席であります。元長崎県警察、中村正義様にもアドバイザーとしての就任を御依頼申し上げます。御了解をいただいております。中村様におきましては、長崎県警に奉職された後に長崎県の漁業取締室のほうに出向されまして、2年間、長崎県で密漁対策とか漁業取り締まりに従事をされました。また県警のほうに戻られまして、現在は御退職されておりますけれども、そういった知見を御披露いただいて、このチームにその面からアドバイスをいただきたいという事で御依頼を申し上げます。

以上がこの検討チームの構成員ということになりますので、よろしく願いましたと思います。

1枚目に戻っていただきまして、第3、座長等ということですが、「検討チームの会合

には、座長及び座長代理を置く。」ということで、そのもとで議論をしていきたいと考えております。

「座長は、水産庁次長がつとめるものとし、座長代理は、資源管理部長がつとめるものとする。」

「座長は、検討チームの会合を統括する。」ということでもお願いしたいと思います。

「座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故あるときは、その職務を代理する。」ということがあります。

第4としましてその他、「検討チームの会合は、原則、公開とする。ただし、会合で議論される資料等が漁業者個人に関するものなど公開が適当でないものを含む場合は、チームに諮った上で非公開とすることができる。」としたいと思います。先ほど長官からのごあいさつ、大臣からの御指示もありましたが、そういったものに対応していくためにいろいろな作業をしていきますが、漁業者の方々の聞き取りの情報等もこの場で議論する可能性がありますので、そういった場合には非公開ということでも対応したいと考えております。

「検討チームの庶務は、水産庁資源管理部で行う。」ということですが、管理課が中心になりながらこのチームの庶務を行っていきたいと考えております。

以上が、資料1の「ロシア水域における適正操業に関する検討チームの設置について(案)」及び資料2の「検討チーム発足に至る経緯」についての説明であります。これにつきまして、何か御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特段の御意見もないようですので、本検討チーム設置については御了解をいただいたと考えます。これに基づき、以後の会合を進めていきたいと思えます。

それでは、次の議事からは、座長であります次長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 今後のスケジュール(案)について

○宮原座長 これからはこのチームの座長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

それでは、早速ですが、議題(2)今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○内海管理課長 議題(2)ということで今後のスケジュールでございますが、資料3、「検討チームの今後のスケジュール(案)」をごらんいただきたいと思えます。

第1回目の会合ということで、1月28日、本日の会合を皮切りにこのチームの作業をスタートさせるわけですが、先ほど申し上げましたように、今後、こういったロシア水域入漁の漁業種類について調査を実施する必要があります。水産庁の事務方が各種調査を行っていくということで、内容については後ほどまた御議論いただくわけですが、2月を調査に当てていきたいと考えております。

こういった調査結果の報告、それから、このチームの役割であります過剰漁獲防止対策の検討ということで、3月の月上旬に第2回のチーム会合を開けないかなと考えております。それから、この会合の役割が過剰漁獲防止対策ということでもございますので、できるだけ早急にそういったものについて対応できる案を固めていきたいと考えております。できれば今年度中に、3月下旬には中間報告ということでの取りまとめをしていきたいと考えております。3月上旬から下旬までの間は、議論の中身によりまして、必要にに応じて必要な回数検討チーム会合を開催していければと考えております。

これが検討チームの当面のスケジュールということでございますので、御議論をいただければと考えております。

以上です。

○宮原座長 それでは、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。特段なければ、このスケジュールを進めさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宮原座長 ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思えます。

(3) ロシア水域入漁の現状について

○宮原座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題(3) ロシア水域入漁の現状について、この議題につきましては、遠洋課長のほうから説明をお願いします。

○花房遠洋課長 お手元の資料4ですけれども、まず、3ページ目、資料4-3をお開きください。

ロシアの水域図が載っておりまして、真ん中の青で示してあるところで説明いたします。まず、右上が西ベering、これは北転船の漁場でございます。一番左端、V区と書いてありますけれども、これはイカ釣りの漁場です。千島を挟んで北側・オホーツク側がI区、これは底はえ縄の漁場です。千島の南側がII区、3種類ありますけれども、ここが底はえ縄、サンマ棒受け網、北転船、イカ釣り、沖合底びき網。このページの一番下に書いておりますが、そのような形で漁場が使われております。

1ページ目に戻っていただきまして、漁業種類別にどのような操作条件かをまとめた表が資料4-1でございます。北転船は、先ほど言いました操業水域で、対象魚種はスケトウダラがメイン、あとマダラ、メヌケ等です。許可隻数枠は5隻、実際の許可隻数は4隻。括弧内が実許可隻数でございます。漁獲割当量は、相互枠が5,688トンで、追加枠(有償)が3,272トン、合わせて8,960トンという形でございます。

沖合底びき網も同様に見ていきますと、対象魚種は底びき網ですので同じです。実際の許可隻数が28隻、漁獲量としては有償枠のみで5,064トン。

それから底はえ縄、これはマダラ、メヌケ、スケトウダラ等で、実際の許可隻数20隻で1,870トン。

以下も同様で、イカ釣りは45隻で8,060トン、サンマ棒受け網は、サンマ等で197隻、3万6,000トン。全体として、294隻で6万281トンというような操作条件でございます。

2ページ目は魚種別にこれを書いておりまして、一番上のスケトウダラは、北転船と沖合底びき網漁業がメインに捕っておりますけれども、これは相互枠と有償枠合わせて1万952トンとなっております。

それから、底はえ縄の主対象でありますマダラについては、II区で537トンであります。全体含めて743トン。その下のサンマですけれども、サンマ棒受け網の主対象は3万5,500トンでございます。それから、イカ釣りの主対象はもちろんイカですけれども、主漁場のV区で8,000トン、全体では9,771トンということで、総計で6万281トンという形になっております。

最後のページをお開きください。今度はサケ・マスでございます。

サケ・マスは、協定の枠組みが異なりますので海区もすべて異なります。1区、2区、3区と、このような形。下に示してあるような形で海区が分かれておりまして、上の表で見ますと、中型漁船が20隻、これは1区のベニザケ2,264トンが主対象でございます。小型は、16隻ありますけれども、一番の主対象が3区のシロザケ1,231トンでございます。

ます。それ以外の魚も含めまして、全体では8,447トンという枠になっております。

以上でございます。

○宮原座長 ありがとうございます。

御質問、御意見がございましたらお受けしたいと思います。事実関係ですのでよろしいですか。

○廣吉構成員 資料4-1の中身ですが、私から質問していいものかどうかちょっとはばかられますけれども、よろしいですか。

○宮原座長 どうぞ。

○廣吉構成員 資料4-1の操業条件と許可隻数が載っていて、今、括弧内の隻数、実際の許可隻数を伺ったのですけれども、この許可の隻数枠と括弧の実際の隻数の差は、実際は何に基づくものですか。いわゆる起業の認可と見ていいのですか。

○花房遠洋課長 起業の認可等ではございませんで、ロシア側に対して許可を申請している隻数の上限という意味でございます。

○廣吉構成員 稼働していないけれども、起業の認可というぐあいに考えればいいのですか。それだけではないということですか。

○花房遠洋課長 日本国内では起業の認可という制度がありますけれども、それは全く別です。ロシアとの交渉の結果、日本が申請できる権利として確保している枠という形です。

○廣吉構成員 質問の意図は、その差は何に基づくものだろうか。つまり、経営者のいろいろな事情があるのだろうと思いますが、それは把握されておられるのですね。

○花房遠洋課長 把握しております。

○宮原座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○廣吉構成員 結構です。

○宮原座長 特段なければ、次の議題に移らせていただきます。

(4) 今後の調査について

○宮原座長 今度は(4)今後の調査についてということですが、これは沿岸沖合課長のほうから説明をお願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 では、資料5をごらんいただきたいのですが、「今後の調査

について(案)」ということでございます。

まず、1番目の調査実施主体ですけれども、水産庁及び北海道ということであります。今、花房課長のロシア水域の操業についての説明の中ではありませんでしたけれども、これらの出漁船は、国内の制度から見ると農林水産大臣の許可漁業と北海道知事の許可漁業ということになりますので、管理主体ということで、北海道と水産庁が協力して調査を実施していききたいということがあります。

2の調査対象以下については、事柄の性格上、基本的なことだけ申し上げます。まず(1)ですが、サケ・マス及びサンマ、底はえ縄兼業船を優先して実施ということでございます。出漁隻数300隻近くということで説明がありましたけれども、調査を効率的に進めるという観点からいたしますと、サケ・マス船がサンマ、底はえ縄漁業というものを兼業しておりますので、そういう形態に着目いたしまして効率的に調査を進めていききたいと思っております。基本は漁業者に対する調査ということでありますけれども、(2)にありますように、必要に応じ、それ以外の者についても調査をしていききたいということがあります。

3の調査の時期でありますけれども、2月上旬から開始して、2月中に何とか調査を済ませたいということがあります。

4の調査の方法ですが、聞き取りを主といたしまして、必要に応じて資料の提出を求めるということで進めていききたいと思っております。

以上です。

○宮原座長 資料5の説明でしたけれども、何か御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひします。

○廣吉構成員 概略理解しましたが、いわゆる調査期間中、調査対象に対する調査内容なり調査項目というのは順次検討していくのだからと思うのですけれども、今の時点で柱になるようなことがあれば伺いたい。

○長谷沿岸沖合課長 調査項目、内容については今詰めているところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、違反問題といったようなことについての調査という事柄の性格上、この場で事前に余り詳しく申し上げるべきではないかと思っております。今日はこういうことで御説明したところでございます。

○宮原座長 内容については細かく言えないのですけれども、多数の調査員がかかわる可能性があるので、質問項目ですか調査票はスタンダードなものをつくって、同じレ

ベルで同じように調査をしていくということを心がけたいと考えているところでございます。

よろしいですか。

それでは、次の議題に進ませてもらいたいと思います。

(5) 次回の会合について

○宮原座長 (5) 次回の会合についてということですが、これは管理課長のほうから願います。

○内海管理課長 次回の会合ということで、調査スケジュールでも御説明しましたが、調査が終了した後、当方でまとめて3月上旬ごろにお示ししたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、個々の漁業者の調査結果も多分含まれるということがございますので、非公開での開催にしろうかと思っております。先ほど、この調査チームの運営についての第4のところ、チームに諮った上で非公開とすることができるとありますので、公開がふさわしくないものが含まれる場合は非公開で対応させていただきたいと考えております。

具体的な日時ですが、3月上旬ということを目指しておりますが、具体的には、調査の報告ができるということと、チーム各構成員の方々の御都合を伺い、日時を調整の上連絡をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ御協力のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○宮原座長 今、説明にありましたとおり、次回の調査結果の討議の関係がございまして、非公開でやることにしたいということなのですけれども、皆さん、御意見はいかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宮原座長 では、日程のほうは調整させていただきます。もちろん非公開にした場合には、会議の後に議事の概要と、フリーイングということでメディアに対しての情報提供は遺漏なく行うことにしたらよろしいと思います。

以上で、用意されました議題については全部終わりましたことになりましたけれども、この機会に、何か御質問、御意見等ありましたら伺いたしたいと思います。

○山崎北海道水産局長 今後、サケ・マス交渉等とが始まるわけですが、交渉に向けて、現時点でロシア側から何かアクションというのはございますでしょうか。

○山本国際課長 水産庁では、特に過剰漁獲の問題についていろいろ調査しております、これについてのロシアとの協議ということで、今、具体的には外務省を通じて日程の調整を図っているところでございます。我々としては、できるだけ早い時期にロシア側に對しまして今回の経緯なり事実関係なりを説明するなど、情報交換をしたいと考えております。

○宮原座長 よろしいですか。

今日は、お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。大変急な会議の招集だったのですけれども、皆さんに来ていただいて大変ありがたく思います。今日は仕事ノスタートですので、今後とも皆様方と協力して仕事を何とかうまく進めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

閉 会